

「調整されたレベル3」規制に関する官報の概要（当館にて仮訳一部編集）

令和3年1月11日改正

※下線は12月29日付官報から改正となった箇所。

（1）「調整されたレベル3」の一般の規制

【人の動き】

33.(1) 全ての人は、ホットスポットと宣言された地域を除き、午後9時から午前5時までの間、自宅にいなければならない。

(a)表2に掲げる業務に係る業務以外の業務を行う場合で、関係閣僚の指示による許可又は別表Aの様式第7に該当する許可を受けているとき。

(b)セキュリティまたは医療上の緊急事態。

(2)(1)の外出禁止令に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3)屋内・屋外を問わず、次の施設の閉館時間は午後8時とする。

(a)映画館。

(b)劇場。

(c)カジノ。

(d)博物館、美術館、博物館、公文書館。

(e)ジム及びフィットネスセンター。

(f)レストラン。

(g)オークションを開催する会場。

(h)プロスポーツを開催する会場。

【公共の場における義務的なプロトコル】

34.(1)この規則の目的のために、「フェイスマスク」とは、布製のフェイスマスク、鼻と口を覆う手作りのもの、または鼻と口を覆うためのその他の適切なものを意味する。

(2)公共の場所にいるときは、6歳未満の子供を除く全ての人にフェイスマスクの着用が義務づけられており、執行官による口頭でのフェイスマスク着用の指示に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3)何人も、布製のフェイスマスクやハンドメイドのもの、あるいは鼻及び口を覆う適当なものなどを着用していない場合は、次のことをしてはならない。

(a)政府機関を含む建物、場所、敷地内に入ること、一般人が商品やサービスを得るために使用する建物や敷地内に入ること。

(b)商品やサービスを得るために一般の人が使用する政府の建物、場所、または敷地を含む

建物、場所、または敷地内に入ること、またはそこにいること。

(c) 公共の場にいること。

(4) (2)(c)の禁止事項は、公共の場所で激しい運動を行う者で、他者との距離を少なくとも1.5 メートルに保ち、かつ、健康担当閣僚の指示により、激しい運動とみなされるものであることを条件として、適用されない。

(5)雇用者は、従業員が職務を遂行している間、布製のフェイスマスク、ハンドメイドのもの、または鼻と口を覆う他の適切なものを着用していない場合には、従業員に職務を遂行させ、または雇用の敷地内に立ち入ることを許可することはできない。

(6) すべての事業所（スーパー・マーケット、売店、食料品店、小売店、卸売青果市場、薬局を含むが、これらに限定されない）の敷地は、以下の条件を満たさなければならない。

(a) 床面積を平方メートル単位で決定する。

(b) (a)項で考えられる情報に基づいて、規則36(15)(c)項で規定されている制限を遵守するために、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングを保つための措置を厳守することを条件に、利用可能な十分なスペースでいつでも敷地内にいる可能性のある顧客と従業員の数を決定する。

(c) 敷地内または敷地外に列をなしている人が、互いに1.5メートルの距離を保つことができるようにするための措置を講じること。

(d) 施設の入り口に一般および従業員が使用するための手指消毒器を設置すること。

(e) 書面により、従業員またはその他の適切な人物を、次の事項を保証するコンプライアンス従業員として指定すること。

(i) (a)から(d)までに規定する措置の遵守

(ii) 衛生上の条件及びCOVID -19 を持つ人への曝露の制限に関するすべての指示が守られていること。

(7) その敷地内にある事業所が、規定(5)で定められた顧客および従業員の最大数を超える違反を犯し、有罪判決を受けた場合は、6ヶ月を超えない期間の罰金もしくは禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑の両方に処される。

(8) すべての雇用者は、次の事項を含む従業員の身体的な距離を保つための措置をとらなければならない。

(a) 従業員の在宅勤務を可能にし、または従業員が職場に物理的に立ち会う必要性を最小限にすること。

(b) 十分なスペースの確保。

(c) 対面会議の制限。

(d) 既知または公表されている健康上の問題や併存疾患を持つ従業員、または COVID-19 に感染した場合に合併症や死亡のリスクが高くなる可能性のある状態にある従業員に対する特別な措置。

(e) COVID -19 に感染した場合、合併症や死亡のリスクが高い 60 歳以上の従業員に対する

特別措置。

(9) 規制(6)に定める要件は、規制(5)で規定されていないその他の建物にも、必要な変更を加えて適用される。

(10) すべての宅配便および配送サービスは、配送中の個人的な接触を最小限に抑えることを提供しなければならない。

(11) 1990年銀行法（1990年法律第94号）に定義されているすべての銀行及び2017年金融セクター規制法（2017年法律第9号）に定義された金融機関は、以下の措置をとること。

(a) 銀行又は銀行以外の金融機関にあっては、その金融機関のすべてのATMに、一般市民が使用するための手指消毒器を各ATMに設置することを確実にすること、及び

(b) ATMで列に並んでいる人がお互いに1.5メートルの距離を維持することを保証すること。

【葬儀への参列】

35. (1) (1)葬儀への参列は50名以内とし、参列者同士の距離が1.5メートル以上であることを保ち、会場が狭くて50名の参列者を収容できない場合は、会場の定員の50%以内とすること。

(2) 通夜は禁止される。

(3) "after-tears"の集いを含む、葬儀後の集いは禁止される。

(4) 葬儀中は、フェイスマスクを着用し、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守しなければならない。

(5) 葯儀の時間は2時間以内とする。

【集会】

36. (1)すべての人は、フェイスマスクを着用し、COVID-19にさらされることを制限するために、集会に参加する際には、以下のことをしなければならない。

(a) フェイスマスクを着用する。

(b) すべての健康プロトコルを遵守すること。

(c) 互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。

(d) 健康担当閣僚と協議の上、当該閣僚の指示に基づき定めるところにより、その他の健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守すること。

(2) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者は、その施設の最大収容人数を記載した建物使用許可証を表示しなければならない。

(3) すべての

(a) 社交的な及び

(b) 信仰に基づく集会

は禁止される。

(4) すべての

(a) 政治集会及び

(b) 伝統的協議会の集会

は禁止される。

(5) 業務を目的とする職場での集会は、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守ことを条件に許可される。

(6) 映画館や劇場での集まりは、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。

(7) カジノでの集まりは、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。

(8)(a) 博物館、ギャラリー、図書館、公文書館は、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、規則33(3)に規定されている運営時間を厳守することを条件に、関係閣僚の指示により定められている健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を条件に、会場の定員の50%を超えて使用することができる。

(b) スポーツグラウンド及びフィールドでの集まりは、禁止される。

(9) ホットスポットと宣言されているすべての地域において、すべてのビーチ、ダム、湖沼、河川は、これらの場所にあるすべてのレクリエーション施設を含めて、一般市民に対して閉鎖される。

(10) (a) 北ケープ州のようなホットスポットではない地域で一般市民に対して開放されているビーチは、以下の条件を満たすものでなければならない。

(i) 午前6時～午後7時の間で開放すること。

(ii) すべての健康プロトコル、フェイスマスクの着用、およびソーシャル・ディスタンシングを保つための措置を遵守しているか監視されること。

(b) 1998年海洋生物資源法（1998年法律第18号）に基づいて付与された許可又は免除を受けている漁業目的の漁業者には、ビーチの閉鎖及び操業時間の制限は適用されない。

(c) ビーチの禁止事項、条件、開場時間に従わない場合は、祝祭シーズン中は閉鎖される。

(11) すべての公共のプール（そのような場所のレクリエーション施設を含む）は、一般市民に対して閉鎖される。

(12) (a) 動物保護区域、植物園、水族館、動物園のうち、入退場管理措置や入園制限が既に行われている場所は、引き続き一般市民に対して開放される。

(b) 一般市民に対して開放されている植物園、水族館、動物園は、以下の条件を満たすものでなければならない。

- (i)午前9時～午後6時の間で開放すること。
 - (ii)すべての健康プロトコル、フェイスマスクの着用、およびソーシャル・ディスタンシングを保つための措置を遵守しているか監視されること。
- (c)一般市民に対して開放されている動物保護区域は、以下の条件を満たすものでなければならない。
- (i)午前6時～午後6時の間で開放すること。
 - (ii)すべての健康プロトコル、フェイスマスクの着用、およびソーシャル・ディスタンシングを保つための措置を遵守しているか監視されること。
- (13)公共の公園での集会は禁止される。
- (14)スポーツジムやフィットネスセンターでの集まりは、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。
- (15)以下の場所での集会は、以下の制限のもとに許可される。
- (a) (i)飲食店は、屋内集会の場合は50人以下、屋外集会の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、規則第33(3)に規定する運用時間の厳守を条件として、健康担当閣僚と協議の上、関係閣僚の指示に定めるところにより、健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を講ずることを条件に、会場の定員の50%を超えない範囲で営業することができる。
 - (b) (i) ホテル、ロッジ、B&B、タイムシェアリング施設、リゾート、ゲストハウスでは、宿泊可能な部屋の全室を使用することが可能で、共用スペースを利用する際は、利用者は互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
(ii)会議、食事、娯楽及びバー施設は、屋内集会の場合は50人以下、屋外集会の場合は100人以下とし、会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。
 - (c)スーパーマーケット、ショップ、食料品店、青果市場、薬局及び、これらに限定されないすべての事業所の敷地は、顧客と従業員を含む床面積の50%に制限されており、すべての健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を厳格に遵守することを条件とする。
- (16)オークションでの集まりは、屋内集会の場合は50人以下、屋外集会の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。さらに、保健担当閣僚と協議の上、担当閣僚が発令する指示に定める健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守することを条件に認められる。
- (17)プロおよびアマチュア (non-professional) の試合を含むスポーツ活動で、認可されたスポーツ団体によるもので、規則33(3)に規定されている運営時間及び以下の条件を満た

す場合は許可される。

- (a) スポーツ担当閣僚が健康担当閣僚と協議の上、スポーツ担当閣僚が発出したスポーツの試合に関する指示に従うこと。
 - (b) スポーツの試合会場には、記者、ラジオ、テレビのスタッフ、警備員、救急隊員及びスポーツの試合会場の所有者に雇用される必要な従業員に限ること。
 - (c) スポーツの試合会場には、試合に必要な人数の選手、試合役員、サポートスタッフ、医療スタッフのみが入場できる。
 - (d) スポーツの試合の会場には観戦者を入れないこと。
 - (e) COVID-19 の感染・感染率が低い国または中程度の国が関与する国際的なスポーツイベントは許可される。
- (18) 執行官は、規則に違反した集会が行われた場合には、次のことをしなければならない。
- (a) 集会に出席している者に直ちに解散を命じること。
 - (b) 人々が解散を拒否した場合には、1977年刑事訴訟法（1977年法律第51号）に従い、集会に参加していた人を逮捕及び拘留することを含む適切な措置を講じること。

【立ち入り禁止の場所・施設】

39. (1) 次に掲げる場所は、立ち入り禁止とする。
- (a) ナイトクラブ。
 - (b) プールであって、以下の目的を除くもの。
 - (i) プロのスポーツ選手の育成。
 - (ii) 規則 36(17)で言及されている水泳競技。
 - (c) バー、居酒屋、酒場。
 - (d) 公共の公園（レクリエーション施設を含む）であって、未だ入退場管理措置や立ち入り制限が行われていない場所。
- (2) 協調統治及び伝統業務担当閣僚は、国民が COVID-19 にさらされるおそれがある場合には、指示により、閉鎖しなければならない他の場所または敷地を決定することができる。

【一般の者による訪問が規制される場所】

- 41.(1)以下の施設への一般による訪問
- (a) 矯正センター
 - (b) 再勾留施設
 - (c) 警察の留置場
 - (d) 軍事拘置施設
 - (e) 保健規約に基づく治療又は投薬を受けるためのものを除く保健施設。
 - (f) 高齢者向け住宅施設

は、関係閣僚が指示した範囲及び方法による場合を除き、禁止される。

【国境の一部再開】

42. (1) 規則(2)の適用を受け、南アのすべての陸地国境は、警戒レベル1で再開された国境を含め、2021年2月15日まで、内務担当閣僚が指示を出して指定した入港地を除き、閉鎖される。

(2) (1)の規定の適用を受けるため、内務担当閣僚又はその指名する者は、以下の場合について、陸路の国境を経由して南アに入国し、又は南アから出国することを許可することができる。

(a) 燃料、貨物、物品の輸送。

(b) 生命の危機に瀕した状態の場合の緊急治療（その治療を受けたことを証明する書類が必須）。2021年2月15日までは、その治療を受けたことを証明する書類を国境の管理者に提示しなければならない。

(c) 以下の者の南アへの帰還。

(i) 南ア国民。

(ii) 南アの永住者

(iii) 長期滞在ビザを有する者。

(iv) ビザを持つ配偶者

(v) ビザを持つ子供。

(vi) 労働ビザ（work visa）を持つ者。

(vii) 商用ビザを（business visa）を有する者。

(d) 故人と一親等以内の親族の葬儀目的のもの。

(e) 外交官。

(f) 外国人の国外退去。

(g) 外国人の国籍又は永住権を有する国への出国。

(h) 南アの国籍を持つ者、または南アの永住者が、南ア国外にある就職先、留学先、居住地へ出国すること。

(i) 南アで学校に通う近隣諸国からの日常的な通学者で、南アへの出入国が許可されている者は、以下のプロトコルに従うことを条件に、南アへの出入国が許可される。

(i) COVID-19のスクリーニング及び必要に応じた検疫又は隔離。

(ii) 公共の場所にいるときは、布製のフェイスマスク又は鼻及び口を覆う手作りのものを着用すること。又は鼻及び口を覆う他の適切なものを着用すること。

(ii) 移動

(iv) COVID-19の安全性及び蔓延防止に関する関連する健康プロトコルに従った消毒及びソーシャル・ディスタンシングを置く措置。

(j) その他関係閣僚の定める例外及び条件。

(3) 規定(2)に特に該当しない緊急の旅行、内務担当大臣 (covid19exceptions@dha.gov.za)
に申請することが可能。

(4) 国際航空旅行は以下の空港に制限され、旅行者は、旅行日の 72 時間前までに取得した COVID-19 隆性検査の有効な証明書を提出することを条件に旅行を許可される。

(a) OR タンボ国際空港。

(b) キング・シャカ国際空港

(c) ケープタウン国際空港

(b) 旅行者が COVID-19 隆性であることを証明する証明書を提出しなかった場合には、旅行者は到着時に自己負担で抗原検査を受け、陽性の場合、その旅行者は自費で隔離を行わなければならない。

(5) 陸路でのトランジットは禁止され、そのような（トランジットの）場合は空路に限定される。

(6) すべての商業港を開放されたままで、小型船舶は、健康及び国境の法執行のプロトコルに沿うことを条件に、海港への立ち入りを許可される。

(7) (a) COVID-19 の影響でロックダウン中に渡航できず、ビザの有効期限が切れ、2021 年 1 月 31 日まで自動的に延長された外国人のビザは、2021 年 3 月 31 日まで自動的に延長される。

(b) 本規制の適用前に南アに到着した外国人観光客のビザは、2021 年 3 月 31 日まで自動的に延長される。

【貨物の輸送】

42A. (1) 輸出用及び輸入用の貨物の輸送については、国内法及び第(2)項の規定に基づき発令された指示に従い、他国との間及び南ア国内での貨物の移動のために、鉄道、海上、航空及び道路による輸送が認められる。

(2) 貿易・産業・競争担当閣僚は、運輸・財政担当閣僚と協議の上、COVID-19 の蔓延の防止及び制限並びに COVID-19 パンデミックの破壊的その他の影響への対処の必要性を考慮し、輸出又は輸入の管理、管理及び優先順位を定める指示を発することができる。

(3) 運輸担当閣僚は、協調統治・伝統業務、貿易・産業・競争、保健、司法・矯正、金融・公営企業担当閣僚と協議の上、海上貨物業務及び航空貨物業務に適用される保健プロトコルに関する指示を発することができる。

【公共交通】

43. (1) この規則において「長距離旅行 (long distance travel)」とは、200 km 以上の旅行をいう。

(2) 運輸担当閣僚は、協調統治・伝統業務、保健、警察、通商産業及び競争、司法及び矯正

業務担当閣僚と協議の上、公共交通機関を利用している人々の段階的な職場復帰に対応するため、各種公共交通機関の再開に関し、次の事項について指示をしなければならない。

- (a) 国内航空旅行。
 - (b) 鉄道、バス、タクシーサービス。
 - (c) e-hailing サービス。
 - (d) 自家用車。
- (3) バス・タクシーの運行に関し、
- (a) 長距離移動のために免許容量の 70%を超えて輸送してはならない。
 - (b) 規制(1)の観点から長距離旅行とみなされない旅行については、免許を受けた容量の 100%を運送することができる。
- (4) 公共交通機関の運転者、所有者又は事業者は、その所有し、又は運営する公共交通機関に、フェイスマスクを着用していない客を乗車させ、又は輸送してはならない。
- (5) 運輸担当閣僚が発する指示には、公共交通機関を利用する国民の COVID-19 への感染を防ぐために遵守すべき健康上のプロトコル及び措置を定めなければならない。

【酒類の販売及び供給】

44. (1) 酒類の販売、供給及び流通は、以下につき、禁止する。
- (a) 敷地外消費目的
 - (b) 敷地内消費目的
- (2) 公共の場所での酒類の消費は、許可されない。
- (3) 登録されたワイナリーおよびワイン農園、その他これに類するもので、製造業者として登録されたものが、酒類を試飲販売することは禁止される。
- (4) 以下の場合を除き、酒類の輸送を禁止する。
- (a) 手指消毒剤、消毒剤、石鹼又は工業用アルコール及び家庭用洗浄剤を製造する産業に必要なアルコールに関するもの。
 - (b) 輸出目的のもの。
 - (c) 製造工場から貯蔵施設へ輸送する場合。
 - (d) 安全に保管するために認可された施設から輸送される場合。
- (5) 国家的災害期間中は、特別酒類免許及びイベント酒類免許は取得できない。
- (6) 運送担当閣僚は、協力統治及び伝統業務、保健、警察及び貿易、産業及び競争を担当する閣僚と協議の上、酒類の運送及び貯蔵に関する指示を出さなければならない。
- (7) 規制(1)(2)(3)(4)(5)の規定に違反した酒類の販売、供給、流通、輸送及び消費は犯罪である。

【経済部門の運営】

45. (1) 事業者等は、表 2 に定めるものを除き、営業することができる。

- (2) 個人宅に雇用されている人のための関連する健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングを保つための措置を遵守しなければならない。
- (3) 雇用・労働担当閣僚による労働安全衛生指導及び適用される労働法制に加え、指導で定められた健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守しなければならない。
- (4) (a) 企業は、当該分野における COVID-19 の蔓延を制限することを目的とした分野別健康プロトコルを遵守しなければならない。
- (b) 分野別健康プロトコルは、ソーシャル・ディスタンシングを遵守し、従業員を保護し、公共交通機関や職場の混雑を制限するために、ワーカローテーション、時差勤務、シフト制、リモートワークの取り決め、より大きな脆弱性を持つ人に影響を与える特別な措置、または同様の措置などの問題に対処することができる。
- (c) 分野別の健康プロトコルがまだ策定されていない場合には、当該分野を担当する閣僚が保健担当閣僚と協議の上、策定し、発行されなければならない。

（2）ホットスポットにおける規制

【人の動き】

82.(1) 全ての人は、以下の場合を除き、午後9時から午前5時までの間、自宅にいなければならぬ。

(a)表2に掲げる業務に係る業務以外の業務を行う場合で、関係閣僚の指示による許可又は別表Aの様式第7に該当する許可を受けているとき。

(b) セキュリティまたは医療上の緊急事態。

(2)(1)の外出禁止令に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3) 屋内・屋外を問わず、次の施設の閉館時間は午後8時とする。

(a) 映画館。

(b) 劇場。

(c) カジノ。

(d) 博物館、美術館、博物館、公文書館。

(e) ジム及びフィットネスセンター。

(f) レストラン。

(g) オークションを開催する会場。

(h) プロスポーツを開催する会場。

【葬儀への参列】

83.(1)葬儀への参列は50名以内とし、参列者同士の距離が1.5メートル以上であることを保ち、会場が狭くて50名の参列者を収容できない場合は、会場の定員の50%以内とするこ

と。

- (2) 通夜は禁止される。
- (3) "after-tears"の集いを含む、葬儀後の集いは禁止される。
- (4) 葬儀中は、フェイスマスクを着用し、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守しなければならない。
- (5) 葬儀の時間は2時間以内とする。

【集会】

84. (1)すべての人は、フェイスマスクを着用し、COVID-19にさらされることを制限するために、集会に参加する際には、以下のことをしなければならない。

- (a) フェイスマスクを着用する。
 - (b) すべての健康プロトコルを遵守すること。
 - (c) 互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。
 - (d) 健康担当閣僚と協議の上、当該閣僚の指示に基づき定めるところにより、その他の健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守すること。
- (2) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者は、その施設の最大収容人数を記載した建物使用許可証を表示しなければならない。

(3) すべての

- (a) 社交的な及び
- (b) 信仰に基づく集会

は禁止される。

(4) すべての

- (a) 政治集会及び
- (b) 伝統的協議会の集会

は禁止される。

(5) 業務を目的とする職場での集会は、すべての健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守ことを条件に許可される。

(6) 映画館や劇場での集まりは、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。

(7) カジノでの集まりは、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。

(8)(a) 博物館、ギャラリー、図書館、公文書館は、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、規則33(3)に規定されている運営時間を厳守することを条件

に、関係閣僚の指示により定められている健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を条件に、会場の定員の50%を超えて使用することができる。

(b) スポーツグラウンド及びフィールドでの集まりは、禁止される。

(9)すべてのビーチ、ダム、湖沼、河川は、これらの場所にあるすべてのレクリエーション施設を含めて、一般市民に対して閉鎖される。

(10)すべての公共のプール（そのような場所のレクリエーション施設を含む）は、一般市民に対して閉鎖される。

(12) (a) 動物保護区域、植物園、水族館、動物園のうち、入退場管理措置や入園制限が既に行われている場所は、引き続き一般市民に対して開放される。

(b) 一般市民に対して開放されている植物園、水族館、動物園は、以下の条件を満たすものでなければならない。

(i)午前9時～午後6時の間で開放すること。

(ii) すべての健康プロトコル、フェイスマスクの着用、およびソーシャル・ディスタンシングを保つための措置を遵守しているか監視されること。

(c) 一般市民に対して開放されている動物保護区域は、以下の条件を満たすものでなければならない。

(i)午前6時～午後6時の間で開放すること。

(12) 公共の公園での集会は禁止される。

(13) スポーツジムやフィットネスセンターでの集まりは、屋内の場合は50人以下、屋外の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。

(14) 以下の場所での集会は、以下の制限のもとに許可される。

(a) (i)飲食店は、屋内集会の場合は50人以下、屋外集会の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、規則第33(3)に規定する運用時間の厳守を条件として、健康担当閣僚と協議の上、関係閣僚の指示に定めるところにより、健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を講ずることを条件に、会場の定員の50%を超えない範囲で営業することができる。

(b) (i) ホテル、ロッジ、B&B、タイムシェアリング施設、リゾート、ゲストハウスでは、宿泊可能な部屋の全室を使用することが可能で、共用スペースを利用する際は、利用者は互いに1.5メートル以上の距離を保つこと。

(ii)会議、食事、娯楽及びバー施設は、屋内集会の場合は50人以下、屋外集会の場合は100人以下とし、会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。

(c) スーパーマーケット、ショップ、食料品店、青果市場、薬局及び、これらに限定されないすべての事業所の敷地は、顧客と従業員を含む床面積の50%に制限されており、すべ

ての健康プロトコル及びソーシャル・ディスタンシングの措置を厳格に遵守することを条件とする。

(15) オークションでの集まりは、屋内集会の場合は50人以下、屋外集会の場合は100人以下に制限される。会場が狭くて1.5メートル以上の距離を保った状態で100人を収容することができない場合は、会場の定員の50%を超えて使用することはできない。さらに、保健担当閣僚と協議の上、担当閣僚が発令する指示に定める健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシングの措置を遵守することを条件に認められる。

(16) プロおよびアマチュア (non-professional) の試合を含むスポーツ活動で、認可されたスポーツ団体によるもので、規則33(3)に規定されている運営時間及び以下の条件を満たす場合は許可される。

- (a) スポーツ担当閣僚が健康担当閣僚と協議の上、スポーツ担当閣僚が発出したスポーツの試合に関する指示に従うこと。
- (b) スポーツの試合会場には、記者、ラジオ、テレビのスタッフ、警備員、救急隊員及びスポーツの試合会場の所有者に雇用される必要な従業員に限ること。
- (c) スポーツの試合会場には、試合に必要な人数の選手、試合役員、サポートスタッフ、医療スタッフのみが入場できる。
- (d) スポーツの試合の会場には観戦者を入れないこと。
- (e) COVID-19 の感染・感染率が低い国または中程度の国が関与する国際的なスポーツイベントは許可される。

(17) 執行官は、規則に違反した集会が行われた場合、次のことをしなければならない。

- (a) 集会に出席している者に直ちに解散を命じること。
- (b) 人々が解散を拒否した場合には、1977年刑事訴訟法（1977年法律第51号）に従い、集会に参加していた人を逮捕及び拘留することを含む適切な措置を講じること。

【酒類の販売、供給及び流通】

86. (1) 酒類の販売、供給及び流通は、以下につき禁止する。

- (a) 敷地外消費目的
- (b) 敷地内消費目的
- (2) 公共の場所での酒類の消費は、許可されない。
- (3) 登録されたワイナリーおよびワイン農園、その他これに類するもので、製造業者として登録されたものが、酒類を試飲販売することは禁止される。
- (4) 以下の場合を除き、酒類の輸送を禁止する。
 - (a) 手指消毒剤、消毒剤、石鹼又は工業用アルコール及び家庭用洗浄剤を製造する産業に必要なアルコールに関するもの。
 - (b) 輸出目的のもの。
 - (c) 製造工場から貯蔵施設へ輸送する場合。

(d) 安全に保管するために認可された施設から輸送される場合。

(5) 国家的災害期間中は、特別酒類免許及びイベント酒類免許は取得できない。

(6) 運送担当閣僚は、協力統治及び伝統業務、保健、警察及び貿易、産業及び競争を担当する閣僚と協議の上、酒類の運送及び貯蔵に関する指示を出さなければならない。

(7) 規制(1)(2)(3)(4)の規定に違反した酒類の販売、供給、流通、輸送及び消費は犯罪である。

(3) 「調整された警戒レベル3」別表

【調整された警戒レベル3】

在宅勤務が可能な者はすべて在宅勤務をしなければならない。ただし、「調整された警戒レベル3」の下では、以下を条件に、自宅外でのあらゆる種類の業務、通勤・通学、業務目的での移動が許可される。

(a) 健康プロトコルとソーシャル・ディスタンシング措置の厳格な遵守。

(b) COVID-19の職場環境を整えるための措置を講じるために、段階的に職場復帰を行うこと。

(c) 職場復帰は感染症のリスクを回避し、軽減する方法で行われること。

(d) この表の特定の経済的除外事項に記載されていない活動。

(特定の経済的除外事項)

1. 通夜。

2. "after-tears"の集いを含む、葬儀後の集い。

3. ナイトクラブ、バー、居酒屋および同様の施設。

4. 社交の集まり、信仰に基づく集会、政治的な集会、伝統的な協議会。

5. 規則44及び86で許可された輸送を除く、酒類の販売、供給、流通、輸送および公共の場での酒類の消費。

6. ホットスポットと宣言された地域のビーチ、ダム、河川、湖。

7. 規則36(12)および84(11)の条件で除外されたものを含む公共の公園およびレクリエーション施設。公共およびレクリエーション施設を含む公共の公園。

8. 規則39(1)(b)に規定されている場合を除く、公共のスイミングプール。

9. 規則42(2)に規定されている限定的なサービスを除くすべての陸地国境。

10. 規則40及び85で特別に許可されている場合を除く通過儀礼

11. 通過儀礼後の祝賀会 (imigidi)。

12. 健康及び国境の法執行のプロトコルに沿った小型船舶を除く、娯楽を目的とした国際旅客船旅行。

13. スポーツイベントへの観客の参加。